



評 定 書

株式会社熊谷組	代表取締役社長	樋口 靖	様
青木あすなろ建設株式会社	代表取締役社長	上野 康信	様
株式会社安藤・間	代表取締役社長	野村 俊明	様
大木建設株式会社	代表取締役社長	渡邊 徹	様
西武建設株式会社	代表取締役社長	宮本 文夫	様
株式会社銭高組	代表取締役社長	銭高 善雄	様
株式会社ピーエス三菱	代表取締役社長	勝木 恒男	様
前田建設工業株式会社	代表取締役社長	小原 好一	様

一般財団法人 日本建築センター
理事長 松野 仁



平成 26 年 2 月 27 日付けで、評定申込みのあった下記の件について、当財団基礎評定委員会（委員長：藤井衛）において慎重審議の結果、平成 25 年 8 月 23 日付け評定書（評定番号：BCJ 評定-FD0202-05）を変更した内容は、妥当なものであると評定します。

なお、本評定書の有効期間は、本評定日より平成 31 年 2 月 26 日までとします。

平成 26 年 2 月 27 日

記

1. 件 名 HR パイル工法
2. 評定事項 HR パイル工法における次の 2 項目に関する一般評定
 - 1) 杭頭接合部の回転剛性の評価方法
 - 2) 杭頭接合部の強度の評価方法
3. 評定区分 更 新
4. 変更内容 評定報告書（BCJ 評定-FD0202-06）のとおり。

基礎評定委員会評定申込シート

申込者名	熊谷組, 青木あすなろ建設, 安藤ハザマ, 大木建設, 西武建設, 錢高組, ピーエス三菱, 前田建設工業		
案件名	HRパイル工法		
評定区分	<input checked="" type="radio"/> 一般 <input type="radio"/> 個別 / 新規・追加・変更・ <input checked="" type="radio"/> 更新 <small>(該当する区分に○を付けて下さい。)</small>		
案件の分野	くい頭接合法 <small>(下記の案件の分野の例を参考に記載して下さい。)</small>		
案件の概要	<p>本工法は、場所打ちコンクリート杭の余盛コンクリートを除去した上に、凸型の杭頭接合部を築造した杭頭接合法である。杭頭接合部は、杭軸部と同断面積の接合部本体と1/2の断面積の突出した接合部から成る。杭頭接合部の回転剛性は、杭頭に作用する荷重が杭頭接合部の回転に応じて、支承面あるいは支承面と芯鉄筋の両者を介して各構造部材へ伝達される機構によって生じる。</p> <p>今回、5年更新を行うとともに、杭頭部の場所打ち杭のコンクリートの許容応力度を、平成13年国土交通省告示第1113号第8第1項第六号に基づいて、長期：Fcの1/3、短期：Fcの2/3（上部構造と同じ値）として評価するよう変更を申し込みます。</p>		
既評定又は類似案件の評定取得状況	評定番号	評定年月日	案件名
	FD0202-01	平成17年2月23日	HARP工法の杭頭接合部の回転性能に関する一般評定
	FD0202-02	平成17年8月24日	HRパイル工法の杭頭接合部の回転性能に関する一般評定
	FD0202-03	平成18年2月24日	HRパイル工法の杭頭接合部の回転性能に関する一般評定
	FD0202-04	平成21年2月27日	HRパイル工法
	FD0202-05	平成25年8月23日	HRパイル工法
特に審議を希望する点等 (変更項目・内容等)	杭頭部の場所打ち杭のコンクリートの許容応力度を、平成13年国土交通省告示第1113号第8第1項第六号に基づいて、長期：Fcの1/3、短期：Fcの2/3（上部構造と同じ値）として評価するよう変更すること。		

案件の分野の例：

PHCくい、STくい、節くい	場所打ちコンクリート地中壁
PRCくい、CPRCくい、SCくい	場所打ち鋼管コンクリートくい
基礎ぐいの無溶接継手	基礎ぐいの支持力（引き抜き方向）
PC鋼材の高温リラクセーション値	基礎ぐいの支持力（回転貫入ぐい工法）
くい頭接合法	擁壁
場所打ちコンクリート拡底ぐい	その他（具体的に）